

木更津市マスコットキャラクター「きさポン」デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」が、木更津市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、「きさポン」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「きさポン」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用方法等について市が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無償とする。ただし、物品、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用料は、有償とする。

2 有償使用の場合のデザイン等使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

(無償使用の申込み)

第4条 デザイン等を無償で使用しようとするものは、デザイン等無償使用申込書（第1号様式）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みについて必要があるときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許諾を要しない。

- (1) 木更津市（行政委員会を含む。）が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 木更津市地域自立支援協議会が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は市のPR等広報の目的で使用するとき。

(有償使用の申込み)

第5条 デザイン等を有償で使用しようとするものは、デザイン等有償使用申込書（第2号様式）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

（使用の許諾）

第6条 市長は、第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、デザイン等の使用を許諾しない。

- (1) 木更津市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を市が支援しているよう又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 市長は、デザイン等の使用を許諾するときは、デザイン等使用許諾通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を許諾しないときは、デザイン等使用不許諾通知書（第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第7条 デザイン等の使用期間は、1年間以内とし、次項による場合を除きデザイン等使用申込書に記載されたとおりとする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、デザイン等許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

（許諾内容の変更の申込み）

第8条 デザイン等を使用するもの（以下「デザイン使用者」という。）は、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、デザイン等使用内容変更申込書（第5号様式）を市長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 市長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾する場合には、デザイン等使

用内容変更許諾通知書（第6号様式）により、申込者に通知するものとする。

- 3 市長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾しない場合には、デザイン等使用内容変更不許諾通知書（第7号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 4 第4条及び第5条並びに第7条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザイン使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第6条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第12条の規定を遵守しないとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
 - 3 市長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、デザイン等使用禁止・使用許諾解除通知書（第8号様式）により、デザイン使用者に通知するものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除によりデザイン使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（デザイン等使用料の免除）

第10条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者は、デザイン等使用料の免除を申し込むことができる。

- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
 - (2) 木更津市への誘客効果やイメージアップ効果が期待できると市長が認めるとき。
 - (3) 使用する主体と市との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると市長が認めるとき。
 - (4) その他公益上の観点から市長が免除することが適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定によりデザイン等使用料の免除を申し込むものは、デザイン等使用料免除申込書（第9号様式）に、前項各号のいずれかに該当することがわかる書面を添えて、市長に提出するものとする。

- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。
- 4 市長は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザイン等使用料免除許諾通知書(第10号様式)により、申込者に通知するものとする。
- 5 市長は、デザイン等の使用を認めないときは、デザイン等使用料免除不許諾通知書(第11号様式)により、申込者に通知するものとする。

(デザイン等使用料の納付)

第11条 市長は、デザイン等使用料を次に掲げる各号の区分に応じ、当該各号の定める時期に算定する。

- (1) 製造物等申込み時に総量が確定するもの 申込み時点で一括して算定するものとする。
 - (2) 申込み時に総量を確定するのが困難なもの 一定の期間を定め、その期間ごとに算定するものとする。
- 2 デザイン使用者は、前項の規定によりデザイン等使用料が算定された後、市長が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から15日以内にデザイン等使用料を支払うものとする。
 - 3 前項の規定により納入されたデザイン等使用料は、これを返還しない。
 - 4 第1項第2号により、デザイン等使用料を算定する場合は、デザイン等使用料実績報告書(第12号様式)により、第6条第2項に規定するデザイン等使用許諾通知書に記載されたデザイン等使用料算定時期ごとに、デザイン等使用料の額を報告するものとする。

(使用上の遵守事項)

第12条 デザイン使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品にはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すこと」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代

えることができる。

(物品に対する責任)

第13条 物品の安全性、品質等については、すべてデザイン使用者が責任を負い、市長は一切の責任又は負担を負わない。

(責任の制限)

第14条 デザイン使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月27日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づくデザイン等の使用の許諾は、使用を希望する物品又はサービスが平成24年7月27日以降に提供されるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。

(適用)

2 この要領に基づくデザイン等の使用の許諾は、使用を希望する物品、広告、サービス等が平成25年9月1日以降に申請されるものから適用する。

別表（第3条第2項）

目的	デザイン等使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）×3%×製造個数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造価格×3%×製造個数
サービス	サービス利用料金（消費税賦課前）×3%×利用回数
上記以外でデザイン等使用料の算定が困難な場合	別途協議の上で決定した額

第1号様式（第4条）

デザイン等無償使用申込書

年　月　日

木更津市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

㊞

木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等を無償で使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使 用 対 象 デ ザ イ ン 等	
使 用 目 的	
使 用 方 法	※種類・名称・規格等を記入
使 用 期 間	年　月　日～　年　月　日
使 用 場 所	
製 造 個 数 等	

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の「1 使用の不許諾条件」の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められた場合、又は「2 遵守事項」の(1)から(7)までのいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

㊞

裏面あり

1 使用の不許諾条件

- (1) 木更津市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を市が支援しているような又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他、市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 遵守事項

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則としてデザイン等にはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すること。
- (5) 原則としてデザイン等には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このマークはデザイン等の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件が付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかるデザイン等の完成品は、速やかに市長に提出すること。
ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第2号様式（第5条第1項）

デザイン等有償使用申込書

年　月　日

木更津市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等を有償で使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 ・ サービス				
使用目的				
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入			
使用期間	年　月　日～	年　月　日		
使用場所				
デザイン等 使用料	価格又は利用料金	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
デザイン等使用 料算定期				

<連絡先>

担当者名・電話番号

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要がわかる書面
- (3) その他

次の「1 使用の不許諾条件」の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められた場合、又は「2 遵守事項」の(1)から(7)までのいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

印

裏面あり

1 使用の不許諾条件

- (1) 木更津市の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を市が支援しているような又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他、市長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 遵守事項

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品にはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すること。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このマークは物品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件が付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第6条第2項）

デザイン等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

木更津市長

印

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等の使用については、下記のとおり許諾します。

記

許 諾 番 号				
使用対象デザイン等又は物品・サービス				
使 用 目 的				
使 用 方 法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
使 用 場 所				
デザイン等 使 用 料	価格又は利用料金	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
デザイン等使用 料 算 定 時 期				
条 件				

※以下の遵守事項を守って使用すること。

裏面あり

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則としてデザイン等又は物品・サービスにはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すること。
- (5) 原則としてデザイン等又は物品には許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して「このマークはデザイン等又は物品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかるデザイン等又は物品の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第4号様式（第6条第4項）

デザイン等使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

木更津市長

印

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記デザイン等又は物品に係る木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等の使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

不許諾対象デザイ ン等又は物 品・サービス	
(理 由)	

第5号様式（第8条第1項）

デザイン等使用内容変更申込書

年　月　日

木更津市長様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

㊞

○年○月○日付で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり
申し込みます。

記

許諾番号	使用対象デザイン等又は物品・サービス
(変更内容)	

第6号様式（第8条第2項）

デザイン等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

○○○○ 様

木更津市長

印

○年○月○日付けで、申込のあったデザイン等の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

※以下の遵守事項を守って使用すること。

許諾番号	使用対象デザイン等又は物品・サービス
(変更内容)	

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則としてデザイン等又は物品・サービスにはデザインガイドマニュアルに従った標記を付すること。
- (5) 原則としてデザイン等又は物品・サービスには許諾番号を付すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかるデザイン等又は物品・サービスの完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

第7号様式（第8条第3項）

デザイン等使用内容変更不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

木更津市長 ㊞

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物件に係る木更津市マスコットキャラクター「ききポン」のデザイン等の使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

許諾番号	不許諾対象デザイン等又は物品・サービス
(理由)	

第8号様式（第9条第3項）

デザイン等使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

○○○○様

木更津市長

印

○年○月○日付け第○○○号で許諾した、デザイン等の使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容

2 理由

第9号様式（第10条第2項）

デザイン等使用料免除申込書

年　月　日

木更津市長 様

<申込者>

住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
㊞

下記のとおり、デザイン等使用料の免除を申し込みます。

使用対象物品 ・ サービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年　月　日～　年　月　日
使用場所	
製造個数	

記

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください。）

(1)	自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき
(2)	木更津市への誘客効果や木更津市のイメージアップ効果が期待できると市長が認めるとき
(3)	使用する主体と市との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると市長が認めるとき
(4)	その他公益上の観点から市長が免除することが適当であると認めるとき

※上記免除理由に該当することが分かる書面を添付すること。

第10号様式（第10条第4項）

デザイン等使用料免除許諾通知書

第 号
年 月 日

○○○○ 様

木更津市長

㊞

○年○月○日付けで申込みがあった、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等使用料の免除申込みについては、下記のとおりデザイン等使用料を免除します。

記

使用対象物品 ・ サービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	
免除該当理由	

第11号様式（第10条第5項）

デザイン等使用料免除不許諾通知書

第 号
年 月 日

○○○○ 様

木更津市長 ☐

○年○月○日付けで申込みがあった、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」のデザイン等使用料の免除申込みについては、次の各号のいずれにも該当しないので、不許諾とします。

- (1) 自治会、N P O、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
- (2) 木更津市への誘客効果や木更津市のイメージアップ効果が期待できると市長が認めるとき。
- (3) 使用する主体と市との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると市長が認めるとき。
- (4) その他公益上の観点から市長が免除することが適当であると認めるとき。

第12号様式（第11条第4項）

デザイン等使用料実績報告書

年　月　日

木更津市長 様

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

○年○月○日付け第 号で承諾された、デザイン等の使用料について、下記のとおり報告します。

記

許 諾 番 号	使用対象物品・サービス			
算定の対象となる使用期間				
デザイン等 使 用 料	価格又は利用料金	製 造 個 数 又は利用回数	料率	計
			3 %	

※期間ごとのデザイン等使用料の実績額が0円の場合でも、本様式による実績報告を行うこと。